

## 処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	仲卸しの業務の許可の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第20条第1項
基 準 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第18条第3項
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場	
<p>【処分基準】 ・ 文書の名称【 仲卸業務許可取扱要領 】</p> <p>・ 掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】</p> <p>・ 内 容    <input type="checkbox"/>全部記載    <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市公設地方卸売市場条例第18条第3項第5号に該当することとなったとき、又は仲卸しの業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときに該当することを基準とする。</p> <p>なお、「仲卸しの業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるとき」とは、次の事項に該当しなくなった場合をいう。</p> <p>(1) 資産の内容が良好であり、かつ相当額の運転資金が確保できること。</p> <p>(2) 法人市町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 取引業務について、市場関係者に対し、遅延した支払債務を有しないこと。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p> <p>第20条 市長は、仲卸業者が第18条第3項第5号に該当することとなったとき、又は仲卸しの業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に仲卸しの業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 引き続き30日以上仲卸しの業務を休止したとき。</p>		

(4) 仲卸しの業務を行わないとき。

[基準法令]

(仲卸しの業務の許可)

第 18 条 仲卸しの業務(市長が市場内に設置する売場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 市長は、第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより仲卸業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める最高限度を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

(1) 法人でないとき。

(2) 第 20 条又は第 70 条第 2 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しないとき。

(3) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないとき。

(4) 卸売業者であるとき。

(5) 仲卸しの業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの

ウ 卸売業者又は他の仲卸業者の役員又は使用人

エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。